

## 任期法の適用に係る東京大学非常勤講師の就業に関する規程等の改訂方針

### 1. 趣旨

- (1) 本学は、教職員の働き方や雇用環境の改善について、継続的に仕組みの点検と改革に取り組んでいるが、非常勤講師については、その労働者性に配慮し、従来の業務請負契約から雇用に切り替えるとともに、雇用の安定化を図るため、「大学の教員等の任期に関する法律」（以下「任期法」という。）における労働契約法の特例対象者として、平成30年4月に必要な規則等を整備したところである。
- (2) しかしながら、近年においては、労働力人口の減少や労働環境を含む社会の構造的変化など、本学を取り巻く情勢や将来を見据えた総合的な人事マネジメントに不断に取り組むことが、経営上の重要課題の一つとなっている。
- (3) 本学非常勤講師は、常勤教員とともに質の高い教育内容の提供が期待され、本学のビジョンを実現するうえで重要な構成員であるが、一方で、非常勤講師は、毎年度定められる授業計画に基づき、期間を定めた労働契約により、特定の専門分野について「本学における講義又は実験の指導等に従事する者」であり、長期的な参画等を通じて教育研究成果を求められる常勤教員とは異なる性質が認められる。
- (4) このような社会構造の変化や非常勤講師の性質を踏まえた場合、人事管理を適切に行うことにより、将来を見据えて必要な非常勤講師の雇用の安定化を図りつつ教育の質の向上を図ることは、経営改革として大変重要である。
- (5) このため、経営上の観点から、非常勤講師を任期法の適用対象者から除外することにより、人事マネジメントの機能向上を促進し、本学が将来にわたり持続可能な世界最高水準の教育機能を支える組織体制の強化を図る。

### 2. 改正事項

- (1) 「東京大学非常勤講師の就業に関する規程」及び「東京大学における教員の任期に関する規則」を改正し、非常勤講師を教員等に認められる労働契約法の特例対象者から除外して、一般の労働法制に基づき取り扱う。
- (2) これにより、労働契約法に基づく本学との有期労働契約期間を通算した期間が5年を超える場合には、無期転換申込権が発生する。（現在雇用されている非常勤講師についても、改正後の規程が適用される者とみなし、今年度中の無期転換申込権を認める取扱いとする。）

### 3. 改正・施行時期

平成31年4月1日